

事 業 主 様

西日本パッケージング健康保険組合
理 事 長 三 木 秀 一

「オンライン資格確認等システム」によるマイナポータルでの閲覧と 保険者間の特定健診情報照会の不同意について

平素は、当健康保険組合の事業運営に、ご理解とご協力を頂きましてお礼申し上げます。

さて、厚生労働省から、10月中にマイナポータルを通じて本人による自らの特定健診等の情報の閲覧できるようになると案内があり、このことについて加入事業所への周知の依頼がありましたのでご案内いたします。

当健康保険組合では、令和2年4月からの健診結果をマイナポータルへ登録しており、マイナンバーカードとスマートフォン等を利用することによりご自身の健診結果を閲覧できるようになります。

つきましては、加入者様用のチラシを作成しましたので、事務所内に掲示していただきますようお願いいたします（カラー版は当健康保険組合のホームページに掲載します）。

また、「オンライン資格確認等システム」を活用し、以前加入していた保険者から健診結果のデータを本人の同意なしで取得すること（令和3年9月10日付け、西パ健発第21A0902号）について、先月ご案内したところ、多くの事業所担当者からお問い合わせいただきました。当健康保険組合で対応を検討した結果、下記のように健診データを取得する場合は、対象者に連絡して確認をとることにしますのでよろしくご対応をお願いします。

記

1 マイナポータルで健診結果等を閲覧できる方（①かつ②）

- ① 40歳以上の加入者
- ② 当健康保険組合が特定健診結果を所有している方
 - ・特定健診（特定健康診査）とは、当健康保険組合の「簡易成人病健診」「人間ドック」「東振協の生活習慣健診健診」「京都工場保健会の生活習慣病健診」などの補助対象の健診で、法定健診（身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等）の健診項目（がん検診などは対象外）。

2 マイナポータルで閲覧できる時期

令和3年10月中（予定）：9月28日付けの厚生労働省から案内

3 旧保険者から特定健診等の情報が、加入者の同意なしで取得可能となることについて、

- ・40歳以上の方を採用する時に、説明しなければならないのが難しい
よって、次のように運用します。

当健康保険組合の保健師が、以前の健診データが必要になった時、対象者の方に説明します。
もし、不同意なら「不同意申請書」を提出していただきます。

（注意）あくまで当健康保険組合独自の対応です。

以上